

許可番号 06521016274

産業廃棄物処分業許可証

優良

住 所 京都府京都市伏見区久我西出町4番地38

氏 名 伏見クリエイト株式会社
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

代表取締役 文 祐基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する

京都市長 門 川 大 作



許可の年月日

令和 4年 5月 31日

許可の有効年月日

令和 11年 5月 30日

1. 事業の範囲

中間処理 (破碎)

- ① 廃プラスチック類
- ② 紙 く ず
- ③ 木 く ず
- ④ 繊維 く ず

⑤ ゴ ム く ず

⑥ 金 属 く ず

⑦ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

⑧ が れ き 類

以上8種類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供する全ての施設

破碎施設 (ハンマーミル式破碎機)

設置場所: 京都市伏見区久我西出町4番地38

設置年月日: 平成19年 2月21日

許可年月日: 平成19年 1月30日

許可番号: 第148号

処理能力: ① 34 t/日 (8H)、③ 93 t/日 (8H)、⑧ 118 t/日 (8H)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6年 5月20日	新規許可
平成11年 5月20日	更新許可
平成16年 5月20日	更新許可
平成19年 3月20日	変更届 (破碎機の変更)
平成21年 5月20日	更新許可
平成26年 5月20日	更新許可 (優良認定)
令和 3年 5月20日	更新許可
令和 4年 5月31日	更新許可 (優良認定)
令和 5年 4月28日	変更届 (代表者)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

許可番号 02600016274

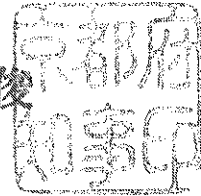
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府京都市伏見区久我西出町4番地38

氏 名 伏見クリエイト株式会社
代表取締役 文 祐基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西 脇 隆 俊



許可の年月日 令和 6 年 7 月 31 日

許可の有効年月日 令和 11 年 6 月 22 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

①燃え殻

②汚泥

③廃油

④廃酸

⑤廃アルカリ

⑥廃プラスチック類

⑦紙くず

⑧木くず

⑨繊維くず

⑩動植物性残さ

⑪金属くず

⑫ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

⑬がれき類

⑭ばいじん

以上14種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成6年6月23日：当初許可

平成7年7月12日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：⑩）

平成11年2月19日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：⑨⑭）

平成11年6月23日：更新許可

平成16年6月23日：更新許可

平成21年6月24日：更新許可

平成26年6月23日：更新許可

令和元年7月12日：更新許可

令和6年7月31日：更新許可

5. 積替え許可の有無

①・無

市名 京都市

許可番号 06511016274

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・②



許可番号 06511016274

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 京都府京都市伏見区久我西出町4番地38

氏 名 伏見クリエイト株式会社 代表取締役 文 祐基
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

京都市長 松 井 孝 治



許可の年月日 令和 4年 5月 31日

許可の有効年月日 令和 11年 5月 30日

1. 事業の範囲

(1) 積替え保管を含む収集運搬（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものについては、積替え保管を含まない。）

① 廃プラスチック類

② 紙 く ず

③ 木 く ず

④ 繊維 く ず

以上8種類

⑤ ゴ ム く ず

⑥ 金 属 く ず

⑦ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

⑧ が れ き 類

(2) 積替え保管を含まない収集運搬

⑨ 燃 え 殻

⑩ 汚 泥

⑪ 廃 油

以上6種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）
（水銀含有ばいじん等を除く。）

⑫ 廃 酸

⑬ 廃 アルカリ

⑭ 動植物性残さ

2. 積替え保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地：京都市伏見区久我西出町10番地12

面 積：47.9㎡

種 類：①～⑧（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

保管上限：84.0㎡

3. 許可の条件

京都市長
廃棄物



4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年	5 月 2 0 日	新規許可
平成 1 1 年	5 月 2 0 日	更新許可
平成 1 6 年	5 月 2 0 日	更新許可
平成 2 1 年	5 月 2 0 日	更新許可
平成 2 6 年	5 月 2 0 日	更新許可 (優良認定)
平成 2 8 年	2 月 2 9 日	変 更 届 (積替え保管場所の所在地)
令和 3 年	1 月 2 0 日	変 更 届 (積替え保管場所の所在地)
令和 3 年	5 月 2 0 日	更新許可
令和 4 年	5 月 3 1 日	更新許可 (優良認定)
令和 5 年	4 月 2 8 日	変 更 届 (代表者)
令和 6 年	4 月 3 日	変 更 届 (積替え保管場所の所在地)

5. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無
無



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府京都市伏見区久我西出町4番地38

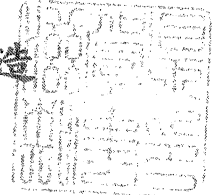
氏 名 伏見クリエイト株式会社
代表取締役 文祐基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

許可の年 月 日 令和 6 年 4 月 8 日

滋賀県知事 三日月大造

許可の有効年月日 令和 11 年 4 月 7 日



1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

産業廃棄物の種類

汚泥（無機性汚泥に限る。）／廃油（タービン油類を除く。）／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

（以上 9項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年 4 月 8 日	新規許可
平成 31 年 4 月 8 日	更新許可
令和 5 年 4 月 28 日	氏名の変更
令和 6 年 4 月 8 日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無
市名 一

許可番号 一

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

許可番号 第02700016274号

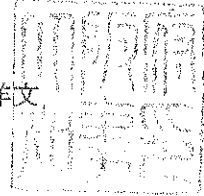
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都市伏見区久我西出町4番地38

氏 名 伏見クリエイト株式会社
代表取締役 文 祐基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和6年4月18日

許可の有効年月日 令和11年4月17日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
- 2 廃油
- 3 廃酸
- 4 廃アルカリ
- 5 廃プラスチック類
- 6 紙くず
- 7 木くず
- 8 繊維くず
- 9 金属くず
- 10 ガラスくず
- 11 がれき類

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を除く 水銀含有ばいじん等を除く

以上11種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成6年4月18日 当初許可

令和6年4月24日 更新許可

4. 府内の政令市による積替え許可の有無

無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

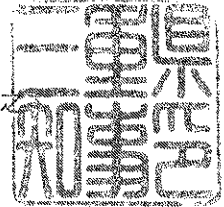
以下余白

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都市伏見区久我西出町4番地38
氏 名 伏見クリエイト株式会社
代表取締役 文 祐基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和6年4月15日
許可の有効年月日 令和11年4月6日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。)、
がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上8種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去
に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成6年4月7日	新規許可	平成16年4月7日	更新許可
平成11年2月8日	変更許可	平成21年4月7日	更新許可
平成11年4月7日	更新許可	平成26年4月7日	更新許可
平成11年6月23日	変更許可	平成31年4月7日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有



許可番号 第 02803016274 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都市伏見区久我西出町 4 番地38

氏 名 伏見クリエイト株式会社
代表取締役 文 祐基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋 藤 元 庫

許可の年月日 令和 7 年 9 月 6 日

許可の有効年月日 令和 12 年 9 月 5 日



1. 事業の範囲

事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を含まない）

取扱産業廃棄物の種類

1. 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）
2. 紙くず
3. 木くず
4. 繊維くず
5. 金属くず
6. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）
7. がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

以上 7 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成12年9月6日	新規許可
平成17年9月6日	更新許可
平成22年9月6日	更新許可
平成27年9月6日	更新許可
令和2年9月6日	更新許可
令和7年9月6日	更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府京都市伏見区久我西出町4番地38

氏 名 伏見クリエイト株式会社
代表取締役 文 祐基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真

許可の年月日 令和 5年10月 2日

許可の有効年月日 令和 10年10月 1日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く）、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物を除く）

※水銀使用製品産業廃棄物を除く 以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成20年10月 2日	新規許可、
平成25年10月 2日	更新許可、
平成30年10月 2日	更新許可、
令和 5年 4月 28日	変更届(代表者)、
令和 5年10月 2日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府京都市伏見区久我西出町4番地38

氏 名 伏見クリエイト株式会社
代表取締役 文 祐基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西 脇 隆 俊



許可の年月日 令和6年7月31日

許可の有効年月日 令和11年6月22日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ① 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)
- ② 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン若しくは1, 3-ジクロロプロペンを含むことにより有害なものに限る。)
- ③ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン若しくは1, 3-ジクロロプロペンを含むことにより有害なものに限る。)

以上3種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成6年6月23日：当初許可

平成8年2月27日：変更許可

(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加:①の内トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンの追加②の内トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペンの追加③の内トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペンの追加。)

平成11年6月23日：更新許可

平成16年6月23日：更新許可

平成21年6月24日：更新許可

平成26年6月23日：更新許可

令和元年7月12日：更新許可

令和6年7月31日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・☒ 無6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・☒ 無

許可番号 第02750016274号

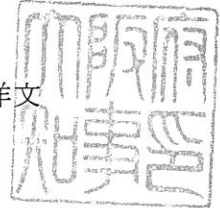
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都市伏見区久我西出町4番地38

氏 名 伏見クリエイト株式会社
代表取締役 文 祐基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和6年4月18日

許可の有効年月日 令和11年4月17日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

- 1 廃油
 - 2 廃酸
 - 3 廃アルカリ
- 以上3種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成6年4月18日 当初許可

令和6年4月24日 更新許可

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

一般廃棄物処分業許可証

住 所 京都市伏見区久我西出町4番地38
(法人にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名 伏見クリエイト株式会社
(法人にあっては 代表取締役 文 祐基
名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都市長 松 井 孝 治



許可の年月日 令和8年4月 1日
許可の有効期限 令和10年3月31日

平成16年4月1日	新規許可	令和2年4月 1日	更新許可
平成18年4月1日	更新許可	令和4年4月 1日	更新許可
平成20年4月1日	更新許可	令和5年4月 1日	許可証書換え
平成22年4月1日	更新許可		(処理料金の規定)
平成24年4月1日	更新許可	令和5年4月27日	変更届
平成26年4月1日	更新許可		(法人の代表者等)
平成28年4月1日	更新許可	令和6年4月 1日	更新許可
平成30年4月1日	更新許可	令和8年4月 1日	更新許可

- 1 取扱廃棄物の種類
木くず。ただし、再資源化が可能なものに限る。
- 2 作業区分及び処理能力
破砕（中間処理）：ハンマーミル式破砕機
93トン／日（8時間）
- 3 施設の設置場所
京都市伏見区久我西出町4番地38
- 4 許可条件
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、京都市
廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）、
その他関係法令を遵守すること。
(2) その他市長の指示に従うこと。
- 5 許可の取消し又は業務の停止
法、条例、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則又は許可
条件に違反する行為をしたときは、許可の取消し又は期間を定めて業務
の全部若しくは一部の停止を命ずる。
この場合に生じた損失に対して、市はその責を負わない。

一般廃棄物処理業許可証

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区久我西出町 4 番地3 8	許可年月日 令和 8 年 4 月 1 日	許可番号 一廃第 4 4 号	1 許可条件 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。)、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (以下「条例」という。)、その他関係法令を遵守すること。 (2) I D タグカードを使用して本市クリーンセンターに搬入する車両を用いて京都市域外の廃棄物及び産業廃棄物を収集運搬しないこと。 (3) 搬入先は、下記 2 のとおりとする。 (4) その他市長の指示に従うこと。 2 搬入先 ①ア 家庭から排出されるプラスチック使用製品 本市資源化施設。搬入時間帯及び搬入台数については、別に通知する。 イ ア以外のごみ 本市クリーンセンター。搬入時間帯及び搬入台数については、許可証別紙のとおりとする。 ② 伏見クリエイト株式会社 京都市伏見区久我西出町 4 番地 3 8 3 許可の取消し又は業務の停止 法、条例、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則又は許可条件に違反する行為をしたときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。 業務の停止の間、市は他の業者に当該業務を代行させることがある。この場合に生じた損失に対して、市はその責を負わない。
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 伏見クリエイト株式会社 代表取締役 文 祐基	京都市長 松 井 孝 治		
			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。			
取扱廃棄物の種類 ①ご み (特別管理一般廃棄物を除く。) ②木 く ず			
作業区分 収 集・運 搬 (積替え保管を含まない。)			
許可の有効期限 令和 1 0 年 3 月 3 1 日			
許可の変更の状況			